

保健師、助産師、看護師、准看護師の方は 業務従事者届 を必ず届け出てください！

届出期限：令和7年1月15日(水) ※法定

業務従事者届について

業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師は、法律により、2年に一度、12月31日現在の氏名、住所、就業場所等の事項を、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。

(産休中、育休中、休職中の方も、退職していない限りは届出が必要です。)

届出方法

<オンラインによる届出>

- 厚生労働省の医療従事者届出システムを利用して届け出てください。
- 医療従事者届出システムへのアクセス方法や操作マニュアル等、実施方法の詳細については、厚生労働省の専用ホームページをご覧ください。

【厚生労働省の専用ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

注意事項

- ① 令和6年12月31日現在における業務従事状況等について、令和7年1月15日(水)までに届け出るようをお願いします。
- ② **届出義務に違反した場合**は、保健師助産師看護師法第45条の規定により、**50万円以下の罰金**が課せられます。

<業務従事者届の内容に関する問合せ先>

沖縄県保健医療総務課

電話 098-866-2169

※お問合せの前に、「記載要領」「よくある問い合わせ」を必ずご確認ください。
(各施設等の担当者を通してお問い合わせください。)



沖縄県保健医療介護部
保健医療総務課